



住まいに「安心」と「エコ」を

# リフォームや耐震、省エネ設備に補助金

より良い住環境づくりや家庭での地球温暖化対策を促進するため、市では、住宅の改修や住宅用省エネルギー設備の設置を支援しています。

## 住宅補助制度

申し込み・問い合わせ先 都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)

### 住宅リフォーム補助

**対象**／市内に住所があり、住宅を所有し居住している人  
**対象工事**／市内の施工業者によるリフォーム工事で、工事金額が20万円以上のもの

**補助額**／工事に要した費用の10分の1以内で20万円まで  
※対象住宅1棟につき1回。

**申込期間**／4月6日(月)～5月12日(火)

※申し込み多数の場合は抽選。

### 危険なブロック塀の撤去補助

**対象**／道路に面した危険なブロック塀などを所有する人  
**補助額**／撤去にかかった費用の2分の1か、撤去する対象部分の長さ1m当たり5,000円を乗じた額のいずれか少ない額で10万円まで

#### 〈共通事項〉

**申し込み方法**／工事の契約前に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し、見積書を添えて提出してください。

※「住宅リフォーム」と「危険なブロック塀の撤去」の共通事項です。

項です。

### 木造住宅の耐震診断費・耐震改修補助

**対象**／市内に住所があり、住宅を所有し居住している人

**対象住宅**／昭和56年5月31日以前に建築や着工した、市内の木造一戸建て住宅や併用住宅

**補助額**／●診断：要した費用の2分の1以内で4万円まで  
●改修：要した費用の3分の2以内で100万円まで  
※対象住宅1棟につき1回。

**申し込み方法**／耐震診断や耐震改修設計を依頼する前に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。

### 耐震診断無料住宅相談会を開催

**期日**／5月15日(金)、6月15日(月)、8月15日(土)、10月15日(木)、12月15日(火)、令和9年2月15日(月)

**時間**／午前9時～午後5時 ※要予約、時間は1人1時間。

**場所**／都市整備課

**持ち物**／建築確認書類、図面など

## 住宅用省エネルギー設備設置補助金

申し込み・問い合わせ先 環境課環境政策班 (☎62-5328)

**対象**／次の全てに該当する人

- 申請者が居住する市内の住宅に対象設備を設置・所有している
- 事業完了日から30日以内か、令和9年3月10日(水)のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる
- 世帯全員が市税を滞納していない

※設備は全て未使用品に限り、設置済みや購入済みの場合は対象外。

**申し込み方法**／設備の設置工事や購入の30日前までに、市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。申請は対象設備ごとに1住宅につき1回限りで、補助金の交付には一定の要件があります。くわしい内容は、市ホームページで確認してください。

地球に優しく



設備の種類と主な要件	補助額
家庭用燃料電池システム(エネファーム) 停電時自立運転機能があるもの	10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム 住宅用太陽光発電設備を併設すること	7万円
窓の断熱改修 既存の住宅に設置された窓の改修であること	設備本体購入費および設置工事費の4分の1以内で8万円まで(千円未満切り捨て)
電気自動車(EV)／プラグインハイブリッド自動車(PHV) 申請者が居住する住宅に太陽光発電設備が設置され、発電した電気をEVかPHVに充電できること	●V2H充放電設備がある場合：15万円 ●V2H充放電設備がない場合：10万円
V2H充放電設備 住宅用太陽光発電設備を設置し、EVかPHVを導入すること	設備本体購入費の10分の1以内で25万円まで(千円未満切り捨て)